

北海道の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成19年度末)	歳出額 A	実質収支 千円	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成18年度の人件費率
平成 19年度	人 5,571,770	千円 2,548,509,116	千円 423,927	千円 686,038,817	% 26.9	% 27.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

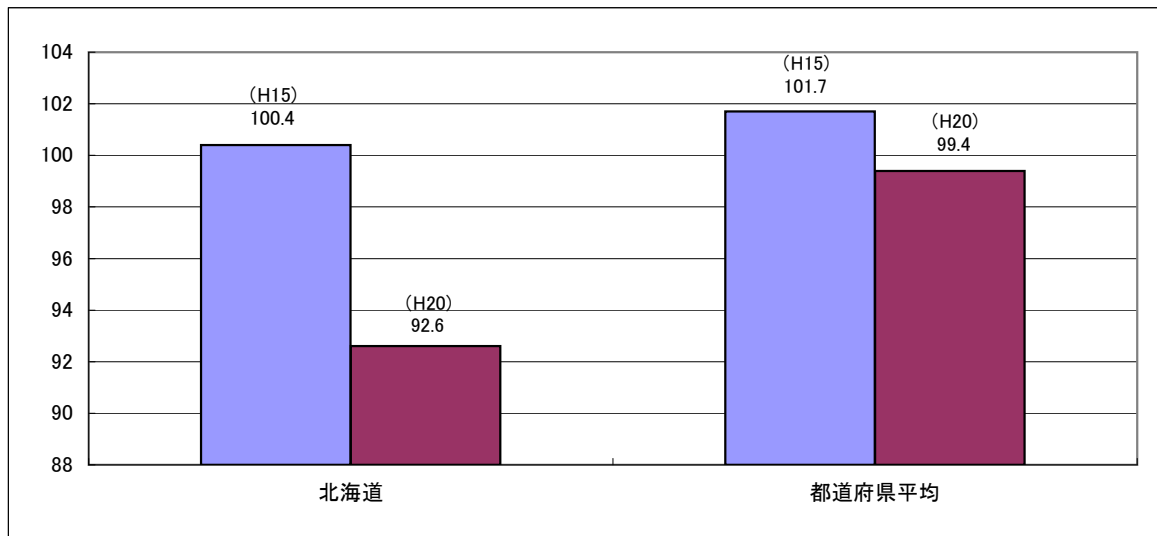
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
平成 19年度	人 77,838	千円 308,431,192	千円 71,487,531	千円 131,174,072	千円 511,092,795	千円 6,566	千円 7,563

- (注)1 給与費には共済費及び退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数である。
 3 平成19年度については、次のとおり給与の減額措置を実施している。
 ・給料月額10%を減額
 ・管理職手当の20%を減額
 ・期末・勤勉手当は、手当基礎額から役職段階別加算額を除いて算出するとともに管理職加算額を受ける者は支給額を5%減額

(3) 特記事項

平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間、給与条例附則により給料月額9%～7.5%、管理職手当の20%を減額している。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成 20年度	397,322	377,110円	20,212円 (5.36%)	0%	0%	% 0
		減額前 406,717円	△9,395円 (△2.31%)			

- (注) 1 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。
 2 「減額前」の公務員給与は、給与条例附則による減額措置がないものとした場合のものである。

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)		
平成 20年度	4. 24月	4. 45月	0. 21月	—	4. 45月	月 4.50

- (注) 1 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。
2 「公務員の支給月数」は制度上の支給月数であり、給与の減額措置による減額後の支給額を支給月数に換算すると平均4.30月相当となっている。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成20年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
北海道	43.9 歳	328,169 円	397,316 円	376,548 円
国	41.1 歳	325,113 円	—	387,506 円
都道府県平均	43.7 歳	348,999 円	431,898 円	391,069 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
北 海 道	47.9	1,304	320,363	359,880	354,211	—	—	—	—
うち守衛	52.3	9	338,817	404,547	386,186	守衛	59.4	187,300	2.2
うち用務員	50.1	417	325,539	362,795	360,930	用務員	53.9	225,900	1.6
うち自動車運転手	49.0	375	331,990	377,997	374,198	自家用兼用自動車 運転手	50.6	257,200	1.5
うち電話交換手	45.2	65	307,570	354,855	331,005	—	—	—	—
うちその他技能労務員	45.3	438	307,000	341,428	333,478	—	—	—	—
国	48.9	4,784	284,679	—	320,623				
都道府県平均	48.4	520	335,603	390,255	368,137				

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
北 海 道	5,924,947 円	—	—
うち守衛	6,583,972 円	2,580,000 円	2.6
うち用務員	5,996,717 円	3,227,400 円	1.9
うち自動車運転手	6,220,767 円	3,405,700 円	1.8
うち電話交換手	5,796,238 円	— 円	—
うちその他技能労務員	5,608,212 円	— 円	—

※ 民間のデータは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本調査(賃金センサス)」によるものである。

※ 民間のデータについては、公務類似でない産業のデータや日々雇用者等のデータを含んでおり、また、公務員のデータが管理職を含んでいるのに対して役職者を含んでいないことから、公務員のデータと単純比較はできないが、1つの参考指標として掲載したものである。

③高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
北海道	42.3 歳	359,195 円	415,675 円
都道府県平均	44.6 歳	396,784 円	465,679 円

④小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
北海道	41.8 歳	354,388 円	410,517 円
都道府県平均	43.9 歳	384,425 円	447,206 円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
北海道	40.5 歳	315,664 円	437,916 円	360,094 円
国	41.7 歳	327,391 円	—	377,402 円
都道府県平均	40.3 歳	338,245 円	483,553 円	383,901 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 「平均給与月額」及び「平均給与月額(国ベース)」は、給料月額、各手当毎に平均額を算出(1円未満切捨)して合計したものであり、国等が公表している金額と異なる場合がある。
- 4 「平均給料月額」、「平均給与月額」及び「平均給与月額(国ベース)」は、減額措置後の月額である。

(2)職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区 分		北海道	国
一般行政職	大学卒	159,285 円	172,200 円
	高校卒	129,592 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	129,592 円	-
	中学卒	- 円	-
高等学校教育職	大学卒	178,340 円	-
	高校卒	137,640 円	-
小・中学校教育職	大学卒	178,340 円	-
	高校卒	137,640 円	-
警察職	大学卒	177,877 円	200,000 円
	高校卒	149,387 円	158,100 円

(注) 初任給は、減額措置後の月額である。

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成20年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	246,764 円	299,488 円	343,829 円
	高校卒	206,074 円	254,623 円	293,485 円
技能労務職	高校卒	195,756 円	237,699 円	283,708 円
高等学校教育職	大学卒	300,919 円	345,390 円	378,880 円
	高校卒	242,456 円	267,432 円	304,348 円
小・中学校教育職	大学卒	298,355 円	343,586 円	374,881 円
警察職	大学卒	265,473 円	311,865 円	347,515 円
	高校卒	231,667 円	272,266 円	322,598 円

(注) 平均給料月額は、給与条例附則による減額後の月額である。

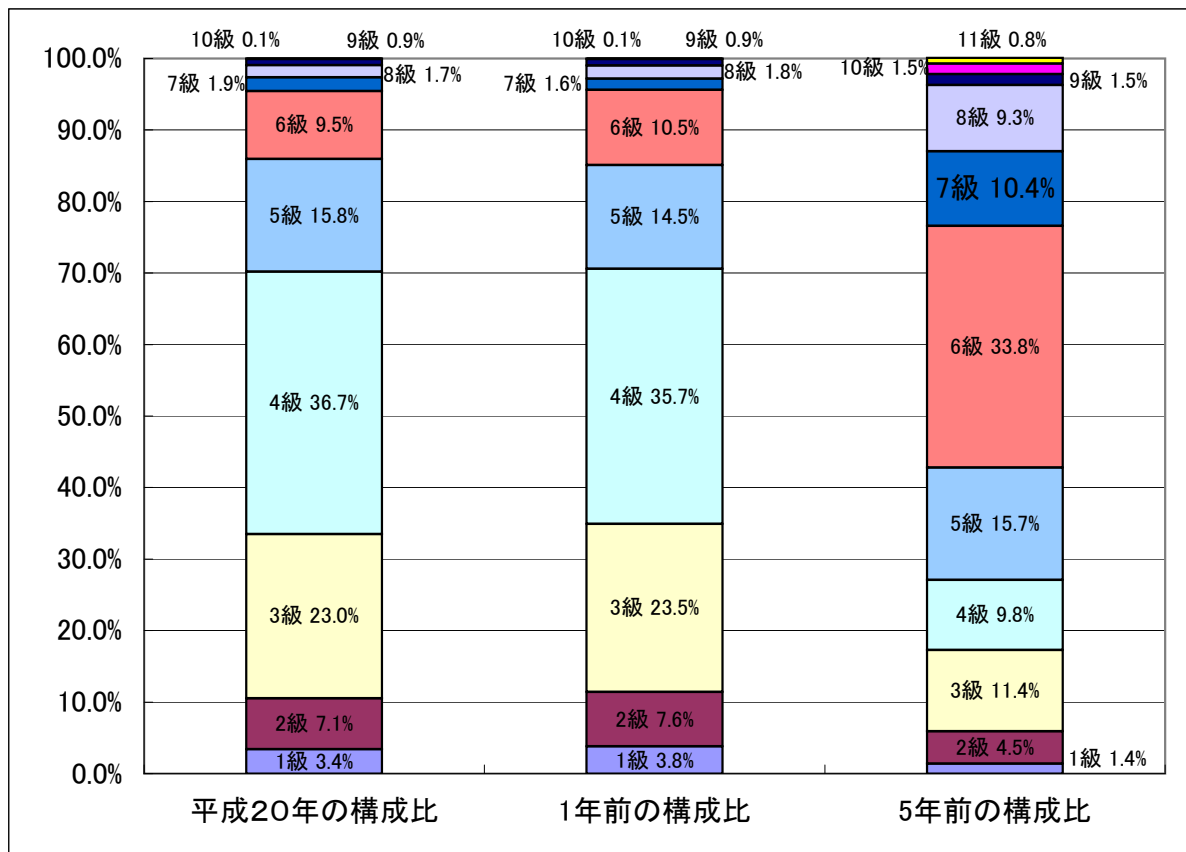
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	583 人	3.4 %
2 級	主事、技師	1,223 人	7.1 %
3 級	本庁の主査、支庁の係長、主任	3,945 人	23.0 %
4 級	本庁の主査、支庁の係長、主任	6,307 人	36.7 %
5 級	本庁の主幹、支庁の課長	2,706 人	15.8 %
6 級	本庁の課室長、本庁の主幹 支庁の課長	1,631 人	9.5 %
7 級	本庁の課長、支庁の部長 本庁の課室長	327 人	1.9 %
8 級	本庁の部次長、本庁の課長 支庁の部長	296 人	1.7 %
9 級	支庁長、本庁の部次長	148 人	0.9 %
10 級	本庁の部長	12 人	0.1 %

(注) 1 道の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職である。



(注) 平成18年に11級制から10級制に変更している(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)。

(2)昇給への勤務実績の反映状況

昇給に係る勤務実績の反映は、勤務実績に基づき昇給区分を決定している。

なお、本庁課長級以上の職員の昇給区分及び昇給号俸数は次のとおりである。

区 分		昇給号俸数	
		高齢層職員以外の職員	高齢層職員
上位区分	勤務成績が極めて良好	8号俸	4号俸
	勤務成績が特に良好	6号俸	3号俸
標 準	勤務成績が良好	3号俸	2号俸
下位区分	勤務成績がやや良好でない	2号俸	1号俸
	勤務成績が良好でない	零	零

現在、給与の独自縮減措置として上位区分は適用していない。

4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

北 海 道				国			
1人当たり平均支給額(平成19年度)				—			
1,672 千円							
(平成19年度支給割合)				(平成19年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
3.0 月分		1.45 月分		3.0 月分		1.5 月分	
(1.6) 月分		(0.75) 月分		(1.6) 月分		(0.75) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 役職段階別加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25% 				<ul style="list-style-type: none"> ・ 役職段階別加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25% 			

(注) ・ ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

・ 平成20年6月から平成23年12月までの間、期末・勤勉手当は、手当基礎額から役職段階別加算額の3分の1を除いて算出している。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤勉手当への勤務実績の反映は、勤務実績に基づき成績区分を決定している。

なお、本庁課長級以上の職員の成績区分及び成績率は次のとおりである。

区 分		成 績 率
上位区分	勤務成績が特に優秀	111/100 以上 185/100 以下
	勤務成績が優秀	101/100 以上 111/100 未満
標 準	勤務成績が良好	91/100
下位区分	勤務成績が良好でない	91/100 未満

(2)退職手当(平成20年4月1日現在)

北 海 道			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～30%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額	1,588 千円	23,931 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した全職種の職員に支給された平均額である。

(3)地域手当

(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		3,932,039 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		138,097 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	53 人	16 %	16 %
大阪府大阪市	2 人	13 %	13 %
愛知県名古屋	2 人	12 %	12 %
札幌市	22,090 人	3 %	3 %
医師	189 人	13 %	13 %
上記以外の市町村	55,408 人	0 %	0 %
平均支給率		0.90 %	0.90 %

(注)「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	18 %
大阪府大阪市	15 %	15 %
愛知県名古屋	12 %	12 %
札幌市	3 %	3 %
医師	15 %	15 %

(注)国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4)特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		3,237,485 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		118,264 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)		35.2 %	
手当の種類(手当数)		48	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
爆発物製造施設等災害調査作業手当	本務として火薬類又は高圧ガスの取締業務に従事する職員	火薬類又は高圧ガスの製造施設等において爆発、火災、漏えい若しくは流出又はこれらに類する災害が発生した場合に行う危険を伴う災害調査の作業	750円/日
漁業取締業務手当	漁業取締船に乗り組む職員又は漁業管理課、支庁若しくは水産孵化場に勤務する職員	漁業の取締業務	550円/日
潜水作業手当	漁業管理課、支庁、道立水産試験場、土木現業所、漁業研修所、原子力環境センター又は実習船管理局に勤務する職員、警察職員	潜水器具を着用して行う潜水作業	20mまで310円/時、30mまで780円/時、30m超1,500円/時
			特に困難であり、かつ、心身に著しい負担を与える作業であって、人事委員会で定めるものに従事した場合にあっては、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額(警察職員に限る。)
有毒薬物取扱手当	(1)工業試験場その他の人事委員会規則で定める試験研究機関等に勤務する職員 (2)毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第18条第1号ホ及びびへに規定する職員 (3)農業試験場等の職員	(1)本務として人事委員会規則で定める有毒薬物を使用して行う試験、研究若しくは検査 (2)毒物及び劇物取締法施行令第16条に規定する製剤を直接使用して行う害虫の防除の実地指導 (3)同施行令第39条各号に掲げる毒物若しくは劇物を使用して行う病虫害の防除作業	290円/日

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
種雄牛馬等取扱作業手当	畜産試験場に勤務する職員	本務として行う、種雄牛馬の飼育管理若しくは精液採取作業、種雄豚の精液採取作業、種雄豚の自然交配若しくは精液採取のため若しくはこれらの作業の準備のために種雄豚を御する作業又は種雄羊の繁殖季節における飼育管理若しくは精液採取作業に従事	230円/日
とさつ業務手当	畜産試験場に勤務する職員	とさつ業務	300円/日
とちく検査等業務手当	(1)とちく検査員である職員 (2)食鳥検査員である職員	(1)と畜場法(昭和28年法律第114号)第14条に規定する検査業務 (2)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第15条に規定する検査業務	600円/日
犬取扱等業務手当	(1)保健福祉事務所に勤務する狂犬病予防員若しくは狂犬病予防技術員である職員又はこれらの職員の作業を補助する職員 (2)食品衛生課に勤務する獣医師である職員、前号に規定する職員又は衛生研究所に勤務する研究職員である職員	(1)犬の捕獲若しくは犬若しくは猫の殺処分作業又はこれらの補助 (2)エキノコックス症の予防調査のために捕獲収集された動物(知事の定めるものに限る。)の死体のこん包作業、解剖検査の準備のための作業又は解剖検査業務	300円/日
道路上等作業手当	(1)・(2)土木現業所に勤務する職員 (3)空港管理事務所に勤務する職員	(1)交通を遮断することなく行う道路の維持補修の作業その他の作業で人事委員会規則で定めるもの (2)降雪等により生じた交通の危険を防止するために行う道路法(昭和27年法律第180号)第46条第1項(第2号を除く。)の規定による通行の禁止に必要な通行車両の誘導等の作業 (2)滑走路、誘導路及びエプロンにおいて行う摩擦係数の測定作業又は航空機の誘導作業	(1)300円/日 (2)450円/日 (3)300円/日
高所等作業手当	土木現業所、地質研究所、工業試験場等に勤務する職員	(1)地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所等人事委員会規則で定める作業 (2)トンネルの坑内で人事委員会規則で定める作業	(1)日額320円以内 (2)560円/日
公害防止作業手当	支庁の環境生活課等に勤務する職員	大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第26条第1項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条第1項、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第22条第1項又はダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第34条第1項に規定する立入検査業務(人事委員会規則で定めるものに限る。)	300円/日
航空手当	防災消防課等に勤務する職員	回転翼航空機に搭乗して行う次の業務 (1)災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査その他の防災業務 (2)消火、人命救助、傷病者の搬送その他の消防業務 (3)上記(1)・(2)に掲げる業務を行うための教育訓練 (4)上記(1)～(3)に掲げる業務に相当すると知事が認める業務に従事したとき	1,900円/時、(特に危険又は困難な業務であって人事委員会規則で定めるものに従事した時間がある場合にあつては、その時間1時間につき2,470円)、捜索救難及び捜索救難のための訓練の業務のために飛行中の回転翼航空機から降下した場合の航空手当の額は、同項の規定により得られる額にその降下した日1日につき870円加算
	警察職員	航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第1項に規定する航空機をいう。)に搭乗して行う次の業務 ①航空機乗組員(航空法第69条に規定する航空機乗組員をいう。)として行う業務 ②操縦の練習(航空法第35条第1項各号の操縦の練習をいう。)又は①若しくは③に掲げる業務を行うための教育訓練 ③捜索救難、犯罪の捜査若しくは鎮圧、警備又は交通の取締り ④航空機の機体、原動機、装備及び計測制御に関する試験 ⑤災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査	(1)航空法第24条の事業用操縦士又は家用操縦士の資格を有する職員 5,100円/時 (2)航空法第24条の航空通信士、一等航空整備士又は二等航空整備士の資格を有する職員 2,200円/時 (3)前2号に掲げる以外の職員 1,900円/時 (特に危険又は困難な業務であって人事委員会規則で定めるものに従事した時間がある場合にあつては、当該時間1時間につき当該額の100分の130に相当する額)(③の捜索救難、犯罪の捜査若しくは鎮圧の業務又は捜索救難、犯罪の捜査若しくは鎮圧のための訓練の業務に従事した職員が飛行中の回転翼航空機から降下した場合においては、前3号による手当額に1日870円を加算した額)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
山上作業手当	地質研究所に勤務する職員	勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所として人事委員会規則で定めるものにおいて行う火山現象に関する現地観測の作業	410円/日
職業訓練手当	道立の高等技術専門学院(道が運営する障害者職業能力開発校を含む。)に勤務する職業訓練指導員である職員	職業訓練指導の業務	(1)高等技術専門学院 34,000円/月(夜間において行う訓練課程 41,000円/月) (2)障害者職業能力開発校 41,000円/月
農業技術等指導訓練手当	農業大学校又は漁業研修所に勤務する職員(学生、研修生等の教育及び指導の業務に従事する者に限る。)	本務として行う農業又は漁業に関する技術の指導訓練業務	33,000円/月
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する講師たる職員(これに相当すると任命権者が認める者を含む。)	講師の職務	7,300円/月
看護師等養成指導手当	衛生学院又は看護学院に勤務し、看護師等の養成指導に従事することを本務とする職員(医療職給料表(1)の適用を受ける者を除く。)	養成指導の業務	(1)衛生学院 40,000円/月(医療職給料表) (3)の適用を受ける職員 25,000円/月) (2)看護学院 33,000円/月
実習船実習指導手当	高等学校の実習のため、実習船に乗り組むことを本務とする職員	実習船に乗り組み乗船実習の指導に従事したとき	(1)航海実習 700円/日 (2)停泊実習及びドック実習 420円/日
防疫救済作業手当	(1)保健福祉事務所等の職員 (2)感染症の患者が入院する道立の病院若しくは診療所又はこれらに準ずる施設に勤務する職員 (3)畜産振興課、支庁、保健福祉事務所又は家畜保健衛生所に勤務する職員	(1)本務として、感染症(人事委員会規則で定めるものに限る)が発生し、もしくは発生するおそれのある場合において、感染症の患者、もしくは感染症の疑いのある者の救護もしくは移送、もしくは感染症の病原体に汚染された物件もしくは汚染された疑いのある物件の処理作業に従事したとき、本務以外の職員がこれと同一の場所、時期および条件等において同様の作業に従事したとき (2)患者の診療看護又は移送に従事したとき (3)本務として、人事委員会規則で定める家畜伝染病の病菌に汚染されている区域において行う患者又は当該病菌の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理に従事したとき	日額290円以内
精神保健等業務手当	(1)精神保健指定医である職員 (2)保健福祉事務所等の職員 (3)道立病院、道立精神科病院等に勤務する職員 (4)上記(1)～(3)の職員 (5)保健福祉事務所に勤務する保健師である職員	(1)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第27条第1項又は第2項の規定により精神障害者又はその疑いのある者の診察に従事したとき (2)同条第3項の規定によりその診察に立ち会ったとき又は同法第29条第1項に規定する精神障害者の入院措置の業務 (3)結核患者又は精神病患者を収容する病室において行う患者の診察又は看護 (3)常時結核患者又は精神病患者に直接接する業務 (4)外勤又は出張を命ぜられ、結核患者又は精神障害者若しくはその疑いのある者に直接接する業務に従事	(1)300円/日 (2)300円/日 (3)340円/日 (4)230円/日 (5)300円/日
放射線作業手当	道立の病院、精神科病院、診療所、教職員検診センター、保健福祉事務所、衛生研究所、工業試験場、食品加工研究センター、農業試験場若しくは林産試験場又はこれらに準ずる施設に勤務する職員	本務として放射線の照射作業に従事したとき(人事委員会規則で定める場合に限る。)	7,000円/月
病理細菌等業務手当	道立の病院、精神科病院、教職員検診センター、保健福祉事務所、衛生研究所その他これらに準ずる施設に勤務する病理細菌技術者若しくはその助手である職員又は札幌医科大学に勤務し、その病理学教室、衛生学教室若しくは微生物学教室に配置されている職員で病理細菌に関する試験研究を補助するもの	病理試験又は細菌等の検査の業務	300円/日

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医学研究調査手当	道に勤務する医師又は歯科医師(任命権者が定める者に限る。)	医療又は保健衛生の向上に関する研究、調査、企画又は立案業務	月額105,000円を超えない範囲内
夜間看護等業務手当	(1)道立の病院、精神科病院若しくは診療所若しくはこれらに準ずる施設又は道立の乳児院に勤務する助産師、看護師、准看護師又は保育士である職員 (2)道立の病院、精神科病院若しくは診療所又はこれらに準ずる施設に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員のうち人事委員会規則で定める職員 (3)道立の病院、精神科病院若しくは診療所又はこれらに準ずる施設に勤務する看護師又は准看護師である職員	(1)勤務時間等条例第2条から第5条まで及び第8条第1項の規定により定められる勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務の全部又は一部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる入院(所)患者の看護等又は入院児童の養育等の業務 (2)正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し人事委員会規則で定める特別な事情の下で行う救急医療等の業務 (3)手術補助	(1)深夜勤務 4時間以上3,300円/回、2～4時間2,900円/回、2時間未満2,000円/回(深夜の全部を含む勤務6,800円/回) (2)1,620円/回 (3)300円/日
税務手当	税務課、札幌道税事務所、支庁の総務部(課税課、納税課又は税務課に限る。)若しくは税務部又は支庁道税事務所に勤務する職員(知事の指定する職にある者を除く。)	本務として行う道税事務	16,900円/月
社会福祉業務手当	(1)心身障害者総合相談所、女性相談援助センター若しくは肢体不自由児施設(以下「福祉施設」という。)又は保健福祉事務所に勤務する職員(本務として現業を行う社会福祉主事及びこれに準ずる者、身体障害者福祉司、児童福祉司、知的障害者福祉司、本務として福祉施設又は保健福祉事務所(児童相談部及び分室に限る。)で相談業務に従事する者、本務として判定業務に従事する者、本務として保健福祉事務所で児童の一時保護業務に従事する者、児童指導員、福祉指導員、老人福祉指導員) (2)精神保健福祉センターに勤務する職員(医療職給料表(1)の適用を受ける者を除く。)	(1)福祉に関する業務 (2)本務として精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談、指導又は判定の業務	9,700円/月
用地取得等業務手当	土木現業所等に勤務する職員	公共用地の取得若しくはこれに伴う物件の移転又はこれらに伴う損失補償に係る交渉の業務のため外勤又は出張を命ぜられ、その業務に従事	650円/日
海外事務所勤務手当	外国に所在する部局であって人事委員会規則で定めるものに勤務する職員		職員がその勤務する国に所在する在外公館のうち人事委員会規則で定めるものに勤務する外務公務員であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)の規定により支給されることとなる在勤手当のうち、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当の額の合計額とし、配偶者手当の額に相当する額が支給される場合にあっては給与条第9条の規定により当該職員に支給される扶養手当(配偶者に係る部分に限る。)の額を当該合計額から減じた額、同項の手当に租税が課せられる場合にあってはその租税の額に相当する額を当該合計額に加算した額(月額)
多学年学級担当手当	小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する学校職員のうち校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(給料の調整額の支給を受ける者、当該担当授業時間数がその者の担当授業時間数の1/2未満の者、当該担当授業時間数が1週間につき、12時間未満の者を除く。)	当該学級に係る授業又は指導に従事したとき	(1)3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 7,350円/月 (2)2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 6,090円/月
通信教育指導手当	高等学校の通信教育に従事することを本務とする職員以外の学校職員	通信教育における次の各号に掲げる業務に従事したとき(1)学習報告書の添削指導(2)面接指導(3)通信制の課程を置く高等学校(この号において「実施校」という。)の行う通信教育について協力する高等学校において実施校の統括のもとに行う指導	(1)添削した学習報告書1通につき130円 (2)2,800円/時間 (3)1万8,200円/月
舎務手当	学校職員	舎監として、学校の寄宿舎における児童又は生徒の教育及び当該寄宿舎の管理の業務に従事したとき	3,900円/月
兼務手当	学校職員	(1)昼間において授業若しくはその補助を本務として担当する学校職員が夜間において授業若しくはその補助を行ったとき (2)夜間において授業若しくはその補助を本務として担当する学校職員が昼間において授業若しくはその補助を行ったとき	2,800/時

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価				
農業水産実習指導手当	教頭、教諭、助教諭、講師又は実習助手である学校職員	本務以外に行う、高等学校における農業に関する学科又は水産に関する学科の生徒の宿泊を伴う実習の指導に従事したとき	6,800円/回				
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員である学校職員で職務の級が、教育職給料表(高)又は教育職給料表(中小)の1級又は2級の者	業務の種類	支給要件			支給単価	
			週休日、休日等	休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日	その他の日		
		(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	(ア) 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 ア 終日に及ぶ程度(日中8時間程度) イ アと同程度の業務に従事したこと (イ) 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 (ウ) 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	ア 正規の勤務時間に引き続き午後8時までイ 午前2時から午前8時まで ウ ア又はイと同程度の業務に従事したこと	ア 正規の勤務時間に引き続き午後11時までイ 午前2時から午前8時まで ウ ア又はイと同程度の業務に従事したこと	3,200円/日 (甚大災害 6,400円/日)	
		(2) 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	8時間程度(就寝時間は含まない。)業務に従事したこと	8時間程度(就寝時間は含まない。)業務に従事したこと	8時間程度(就寝時間は含まない。)業務に従事したこと	1,700円/日	
		(3) 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの	(ア) 泊を伴うもの 8時間程度(就寝時間は含まない。)業務に従事したこと (イ) 週休日、休日等に行うもの ア 終日に及ぶ程度(日中8時間程度) イ アと同程度の業務に従事したこと	8時間程度(就寝時間は含まない。)業務に従事したこと	8時間程度(就寝時間は含まない。)業務に従事したこと	1,700円/日	
		(4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	正規の勤務時間以外において8時間以上業務に従事したこと	正規の勤務時間以外において8時間以上業務に従事したこと	正規の勤務時間以外において引き続き4時間以上8時間未満業務に従事したこと	1,400円/日	
			正規の勤務時間以外において引き続き4時間以上8時間未満業務に従事したこと	正規の勤務時間以外において引き続き4時間以上8時間未満業務に従事したこと		1,200円/日	
		教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教諭たる学校職員のうち、次に掲げる主任等(3級未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長及び寮務主任並びに3級未満の学年に置かれる学年主任を除く。)(1)小学校:教務主任、学年主任(2)中学校:教務主任、学年主任、生徒指導主事(3)高等学校:教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長(4)中等教育学校:教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事(5)特別支援学校:小学部、中学部又は高等部に置かれる教務主任、学年主任、生徒指導主事、高等部に置かれる進路指導主事、学科主任、寮務主任	当該担当に係る業務に従事したとき	200円/日		

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
介護業務手当	特別支援学校に勤務する学校職員(給料の調整額の支給を受ける者を除く。)	児童又は生徒の介護業務に従事したとき	250円/日(4時間に満たない場合は150円/日)
作業手当	警察職員	(1)主として私服員の従事する犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業 (2)被疑者等の看守および護送作業 (3)交通捜査作業のうち、高速道路交通警察隊に勤務する職員が高速自動車国道において行う作業 (4)交通捜査作業のうち、(3)の作業以外の作業 (5)犯罪鑑識作業のうち、警察署に勤務する職員が行う作業、および警察本部または方面本部に勤務する職員が犯罪現場において行う作業 (6)犯罪鑑識作業のうち、(5)の作業以外の作業(電子情報処理機器の端末を操作して行うデータの検索、抽出及び入力)の作業を除く。 (7)交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業のうち、交通取締用自動車二輪車運転の作業 (8)交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業のうち、(7)の作業以外の作業 (9)通信指合作業 (10)警ら作業(人事委員会規則で定めるものに限る)	(1) 11,760円/月 (2) 5,850円/月 (3) 17,640円/月 (4) 11,760円/月 (5) 11,760円/月 (6) 6,440円/月 (7) 11,760円/月 (8) 8,820円/月 (9) 3,950円/月 (10) 7,140円/月
		※呼出加算 (1)、(3)、(4)又は(5)、(6)の作業に専ら従事するもの(管理職手当の支給を受ける者を除く。)が、突発的な事件又は事故で緊急に処理を要するものに係るこれらの作業に従事するために、正規の勤務時間に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、それぞれこれらの作業に従事した場合(勤務公署又はこれに準ずる場所以外の場所から従事する場合に限る。)でその従事する時間帯の全部又は一部が夜間(午後9時後翌日の午前5時前をいう。)であるときは、その勤務1回につき1,240円を加算	
坑内作業手当	警察職員	坑内でガス爆発、火災、出水若しくは落盤又はこれらに類する災害があった場合に行う著しい危険を伴う作業	1,900円/回
死体処理等手当	警察職員	(1)変死者又は変死の疑いのある死体の処理作業 (2)検視作業(刑事調査官である職員が行うものに限る。) (3)医師の行う死体の解剖の補助作業	(1)1,600円/件(心身に著しい負担を与える処理作業であって人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額) (2)33,200円/件 ※(1)の場合の1件の作業に対する支給額の総額は、6,400円(1,600円にその100分の100に相当する額を加算した額を支給する場合にあっては、6,400円にその100分の100に相当する額を加算した額)を超えることができない。
救難作業手当	警察職員	(1)異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害(坑内作業手当に該当する災害を除く。)が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助又は鑑識作業であって心身に著しい負担を与える人事委員会規則で定めるもの (2)山岳における遭難事故の防止のための警ら作業であって著しい危険を伴い、又は特に困難なもの (3)山岳における遭難者の捜索又は救助作業	(1)960円/日(著しく危険な作業であって人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額) (2)960円/日 (3)1,920円/日
警衛警護手当	警察職員	(1)天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の側近警衛 (2)①以外の皇族の側近警衛 (3)警護対象者の身辺警護	(1)1,150円/日 (2)31,000円/日
夜間特殊業務手当	警察職員	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前)の間をいう。以下同じ。)において行われる業務で人事委員会規則で定めるものに従事したとき	(1)勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合1,100円/回 (2)勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合730円/回(深夜における勤務時間が2時間に満たない場合にあっては、410円)
運転免許技能試験手当	警察職員	職員が道路交通法第97条第2項本文に規定する運転免許試験のため、受験者の運転する自動車に同乗して行う試験業務に従事したとき	340円/日

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
爆発物処理等手当	警察職員	(1)爆発物又はその疑いのある物件の処理作業 (2)特殊危険物質(サリン(メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この号において同じ。)及びサリン以上又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下この項において同じ。)又はその疑いのある物質の処理作業で人事委員会規則で定めるもの (3)特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業(前号に掲げる処理作業を除く。)	(1)(2)5,200円/件 (3)250円/日 ※警察官(管理職手当の支給を受ける者を除く。)が、突発的な事件又は事故で緊急に処理を要するものに係る(1)(2)の作業に従事するために、正規の勤務時間に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、当該作業に従事した場合(勤務公署又はこれに準ずる場所以外の場所から従事する場合に限る。)でその従事する時間帯の全部又は一部が夜間であるときは、その勤務1回につき1,240円を加算
爆発物製造施設等災害現場作業手当	警察職員	火薬類又は高压ガスの製造施設等において爆発、火災、漏えい若しくは流出又はこれらに類する災害が発生した場合に行う危険を伴う作業(坑内作業手当及び救難作業手当に該当する作業を除く。)	750円/日
国際緊急援助手当	警察職員	国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)第2条に規定する国際緊急援助活動の業務	4,000円/日(心身に著しい負担を与える業務であって人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあつては、当該額にその100分の50に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額)
海外犯罪情報収集作業手当	警察職員	日本国外において犯罪の捜査に関する情報収集作業であつて人事委員会規則で定めるもの	1,100円/日
銃器犯罪捜査従事手当	警察職員	銃器が使用され、又は使用されるおそれがある現場において防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行う作業であつて人事委員会規則で定めるもの	(1)銃器が使用されている犯罪現場における犯人の逮捕又はこれに相当する作業…日額1,640円 (2)銃器を所持する犯人の逮捕…日額1,100円 (3)(1)の作業に付随して行われる固定配置…日額1,100円 (4)(2)の作業に付随して行われる固定配置…日額820円 (5)銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い暴力団事務所等の直近に配置して行う警戒…日額820円

(5)時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	8,154,645 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	105 千円
支給実績(平成18年度決算)	8,333,783 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	104 千円

(6)その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)
初任給調整手当	医療職給料表(1)の適用を受ける医師又は歯科医師月額30万6,900円以内 行政職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師月額5万円以内	同		273,435 千円	1,470,080 円
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 1人6,500円 ③15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後最初の3月31日までにある子 1人5,000円加算	同		10,150,239 千円	234,807 円
住居手当	①家賃の額が12,000円を超える借家等の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 ②自宅の場合 新築又は購入から5年を経過するまで2,500円を支給 ③単身赴任している職員の配偶者等が借家等に居住している場合 上記①の借家等の場合の2分の1の額	同		4,961,265 千円	128,390 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成19年度決算)
通勤手当	①交通機関利用者 1箇月当たりの運賃等相当額55,000円を限度に支給(6箇月定期券等の価額による一括支給を基本) ②自動車等使用者 通勤距離に応じて2,000円～29,300円の範囲で支給 ③特別急行列車等利用者 特別料金等の額の2分の1の額を支給(20,000円限度)	異	支給額(道) 2,000円～29,300円(国) 2,000円～24,500円	4,962,832 千円	95,016 円
単身赴任手当	23,000円+加算額=支給額 ※加算額 距離区分に応じ6,000～4万5,000円	異	加算額の距離区分を細分化	2,042,728 千円	356,310 円
特地勤務手当	○特地勤務手当 異動等の日に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額を合算した額に、級地区分毎の支給割合を乗じて得た額 (支給割合) 6級地25% 5級地20% 4級地16% 3級地12% 2級地8% 1級地4% ○準ずる手当 異動等の日に受けていた(給料の月額+扶養手当の月額)×支給割合(支給割合) 6～3級地2～6% 2、1級地2～5%	同		1,694,949 千円	355,633 円
へき地手当	(給料の月額+扶養手当の月額)×支給割合(支給割合) 5級地25% 4級地20% 3級地16% 2級地12% 1級地8% 準ずる学校4% ※準ずる手当については特地勤務手当を参照			6,118,993 千円	454,977 円
休日勤務手当	1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同		2,460,299 千円	509,800 円
夜間勤務手当	1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同		941,249 千円	177,126 円
宿日直手当	勤務1回につき ① ②～③以外の職員4,200円 ② 医師又は歯科医師20,000円 ③ 特殊業務を行う職員7,200円	同		1,886,218 千円	300,257 円
管理職手当	給料表別、職務の級及び職による区分に応じた額(管理職員の属する職務の級における最高号俸の給料月額の100分の25を超えない範囲内) ※行政職 29,600円～139,300円	同		4,465,890 千円	565,230 円
管理職員特別勤務手当	勤務1回につき 1種12,000円 2種10,000円 3種 8,000円 4種6,000円 5種及び6種4,000円 ※勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、それぞれの額に150/100を乗じて得た額	同		37,549 千円	220,876 円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在勤する職員に対し、地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じて、8,600～26,380円を支給	異	地域区分が異なる。	7,668,433 千円	97,383 円
農林漁業普及指導手当	①農林水産業に関する調査研究等を行う職員 給料の月額に8/100を乗じて得た額 ②農林水産業に関する技術及び知識を普及指導する職員 給料の月額に12/100を乗じて得た額			506,557 千円	503,535 円
災害派遣手当	1日につき ①公共の施設又はこれに準ずる施設 3,970円 ②その他の施設 30日以内の期間6,620円 30日を超える60日以内の期間5,870円 60日を超える期間5,140円			0 千円	0 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成19年度決算)
定時制通信教育手当	①夜間定時制:給料月額×8/100 (管理職手当受給者は6/100)②通信制:給料月額×6/100(管理職手当受給者は4/100)			252,402 千円	346,706 円
産業教育手当	給料月額×8/100(定時制通信教育手当受給者は4/100)			334,783 千円	320,366 円
義務教育等特別教育手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教育職員 <支給額> 校長17,100円～20,200円 教頭10,700円～19,100円 その他職員5,000円～18,100円			7,405,541 千円	167,846 円

5 特別職の報酬等の状況(平成20年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	知事	1,035,000	円	(1,380,000)円
	副知事	880,000	円	(1,100,000)円
報酬	議長	1,044,000	円	(1,160,000)円
	副議長	936,000	円	(1,040,000)円
	議員	810,000	円	(900,000)円
期末手当	知事 副知事	(平成19年度支給割合) 3.3 月分		
	議長 副議長 議員	(平成19年度支給割合) 3.3 月分		
退職手当	知事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副知事	給料月額×在職月数×60/100	39,744,000 円	任期ごと
	備考	給料月額×在職月数×50/100	26,400,000 円	任期ごと
	備考	平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間、退職手当を10%減額する。		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 知事、副知事及び議会議員については、次のとおり減額措置を講ずることとしている。

対象者	減額内容	期間
知事	給料月額	25%減額
	期末手当	25%減額
副知事	給料月額	20%減額
	期末手当	20%減額
議会議員	給料月額	10%減額

- 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

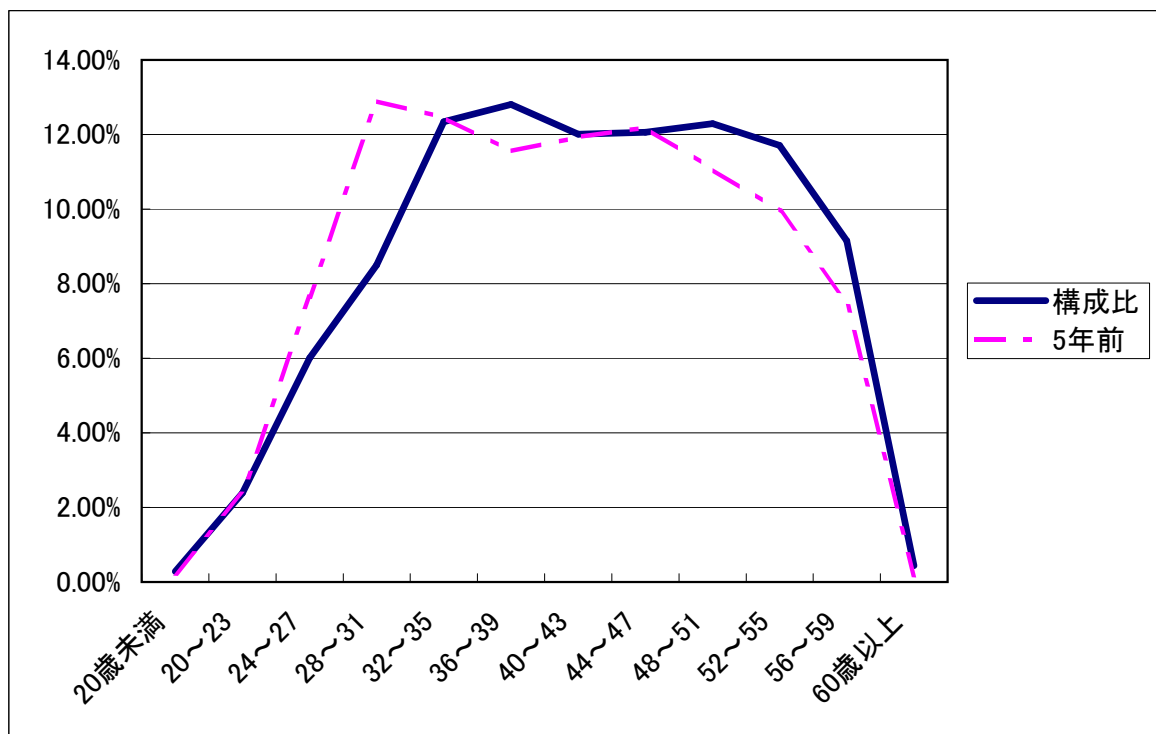
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成19年	平成20年		
普 通 会 計 部 門	議会	75	70	△ 5	
	総務	2,370	2,297	△ 73	
	税務	910	885	△ 25	
	民生	1,364	1,184	△ 180	
	衛生	2,387	2,176	△ 211	
	労働	489	464	△ 25	
	農林水産	5,517	5,298	△ 219	
	商工	654	637	△ 17	
	土木	2,965	2,857	△ 108	
	小 計	16,731	15,868	△ 863	
教育部門	49,383	48,914	△ 469		
警察部門	11,667	11,750	83		
小 計	61,050	60,664	△ 386	(参考:人口10万人当たり職員数 1,090人)	
公 営 企 業 部 門	病院	910	1,192	282	
	下水道	11	11	0	
	その他	107	107	0	
	小 計	1,028	1,310	282	
合 計	78,809 [79,774]	77,842 [79,540]	△ 967 △ 234	(参考:人口10万人当たり職員数 1,389人)	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成20年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	222人	1,855人	4,680人	6,616人	9,610人	9,971人	9,349人	9,387人	9,568人	9,117人	7,122人	344人	77,841人

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

	平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
	人	人	人	%
一般行政部門	17,320	15,546	△ 3,742	△ 19.4
教育部門	50,759	47,260	△ 3,499	△ 6.9
警察部門	11,582	11,550	△ 32	△ 0.3
公営企業等 会計部門	1,968	(一般行政に含む)		
総数	81,629	74,356	△ 7,273	△ 8.9

(参考)知事部局における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成 17 年 4 月 1 日	平成 27 年 3 月 31 日	30%削減

(参考)教育庁における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成 17 年 4 月 1 日	平成 27 年 3 月 31 日	15%削減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		17年	18年	19年	20年	計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目		
一般行政	職員数	17,320	16,926	16,731	15,868	—	15,546
	増 減		△ 394	△ 195	△ 863	△ 2,110 (56%)	△ 3,742
教 育	職員数	50,759	50,169	49,383	48,914	—	47,260
	増 減		△ 590	△ 786	△ 469	△ 1,845 (53%)	△ 3,499
警 察	職員数	11,582	11,565	11,667	11,750	—	11,550
	増 減		△ 17	102	83	168 (-525%)	△ 32
公 営 企 業 等 会 計	職員数	1,968	1,939	1,028	1,310	(一般行政に含む)	(一般行政に含む)
	増 減		△ 29	△ 911	282		
計	職員数	81,629	80,599	78,809	77,842	—	74,356
	増 減		△ 1,030	△ 1,790	△ 967	△ 3,787 (52%)	△ 7,273

(注)1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 電気事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成 19年度	千円 4,412,232	千円 541,275	千円 502,918	% 11.4	% 18.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 19年度	人 57	千円 226,015	千円 70,033	千円 102,430	千円 398,478	千円 6,991	千円 7,014

(注)1 給与費には共済費及び退職手当を含まない。

2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数である。

3 平成19年度については、次のとおり給与の減額措置を実施している。

- ・給料月額10%を減額
- ・管理職手当の20%を減額
- ・期末・勤勉手当は、手当基礎額から役職段階別加算額を除いて算出するとともに管理職加算額を受ける者は支給額を5%減額

イ 特記事項

平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間、給与条例附則により給料月額の9%～7.5%、管理職手当の20%を減額している。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
北 海 道	43.7 歳	356,501 円	574,579 円
団 体 平 均	43.2 歳	366,454 円	583,137 円
事 業 者			

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 基本給及び平均月収額は、給与条例附則による減額後の月額である。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

北 海 道	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,696 千円	1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,775 千円
(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職段階別加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

平成20年6月から平成23年12月までの間、期末・勤勉手当は、手当基礎額から役職段階別加算額の3分の1を除いて算出している。

イ 退職手当(平成20年4月1日現在)

北 海 道	団 体 平 均
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職 措置(2～30%加算)	
1人当たり平均支給額 - 千円	1人当たり平均支給額 19,080 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		4,616 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		135,779 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
札幌市	3 %	31 人	3 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
札幌市	3 %	3 %

エ 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給総額(平成19年度決算)		15 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		1,378 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)		19.3 %	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	職員	①特別高圧2回線支持物において、1回線停電して行う作業等 ②水圧管、ケーシング及びドラフトチューブ内部作業等 ③主要機器の大規模な分解補修作業等	(1)360円 (2)250円 (3)160円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	9,911 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	215 千円
支給実績(平成18年度決算)	10,717 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	196 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成19年度決算)	職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 1人6,500円 ③15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後最初の3月31日までにある子 1人5,000円加算	同		11,971 千円	239,420 円
住居手当	①家賃の額が12,000円を超える借家等の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 ②自宅の場合 新築又は購入から5年を経過するまで2,500円を支給 ③単身赴任している職員の配偶者等が借家等に居住している場合 上記①の借家等の場合の2分の1の額	同		784 千円	37,314 円
通勤手当	①交通機関利用者 1箇月当たりの運賃等相当額55,000円を限度に支給(6箇月定期券等の価額による一括支給を基本) ②自動車等使用者 通勤距離に応じて2,000円～29,300円の範囲で支給 ③特別急行列車等利用者 特別料金等の額の2分の1の額を支給(20,000円限度)	異	支給額(道) 2,000円～29,300円(国) 2,000円～24,500円	4,434 千円	119,841 円
単身赴任手当	23,000円+加算額=支給額 ※加算額 距離区分に応じ6,000～4万5,000円	異	加算額の距離区分を細分化	5,092 千円	299,529 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	職員1人当たり 平均支給年額 (平成19年度決算)
特地勤務手当	○特地勤務手当 異動等の日に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額を合算した額に、級地区分毎の支給割合を乗じて得た額 (支給割合) 6級地25% 5級地20% 4級地16% 3級地12% 2級地8% 1級地4% ○準ずる手当 異動等の日に受けていた(給料の月額+扶養手当の月額)×支給割合 (支給割合) 6~3級地2~6% 2、1級地2~5%	同		13,975 千円	582,275 円
休日勤務手当	1時間当たりの給与額×135/100	同		245 千円	20,386 円
夜間勤務手当	1時間当たりの給与額×25/100	同		0 千円	0 円
宿日直手当	勤務1回につき4,200円等	同		6,113 千円	277,855 円
管理職手当	給料月額×支給割合 (支給割合) 1種25% 2種20% 3種16% 4種12% 5種10% 6種8%	同		6,203 千円	620,296 円
管理職員特別勤務手当	勤務1回につき 1種12,000円 2種10,000円 3種8,000円 4種6,000円 5種及び6種4,000円 ※勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、それぞれの額に150/100を乗じて得た額	同		36 千円	18,000 円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在勤する職員に対し、地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じて、8,600~26,380円を支給	異	地域区分が異なる。	6,883 千円	122,907 円

(2) 工業用水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 19年度	10,246,591	-35,180,066	340,669	3.3	19.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成 19年度	43	158,940	43,753	69,455	272,148	6,329

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 7,182

(注)1 給与費には共済費及び退職手当を含まない。

2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数である。

3 平成19年度については、次のとおり給与の減額措置を実施している。

- ・給料月額10%を減額
- ・管理職手当の20%を減額

・期末・勤勉手当は、手当基礎額から役職段階別加算額を除いて算出するとともに管理職加算額を受ける者は支給額を5%減額

イ 特記事項

平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間、給与条例附則により給料月額9%~7.5%、管理職手当の20%を減額している。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成20年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
北海道	42.6 歳	350,719 円	566,983 円
団体平均	45.4 歳	383,062 円	599,574 円
事業者			

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 基本給及び平均月収額は、給与条例附則による減額後の月額である。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

北海道	団体平均		
1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,691 千円	1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,830 千円		
(平成19年度支給割合) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 </td> <td style="width: 50%;"> 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分 </td> </tr> </table>	期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分	勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	
期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分	勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分		
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職段階別加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%			

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
平成20年6月から平成23年12月までの間、期末・勤勉手当は、手当基礎額から役職段階別加算額の3分の1を除いて算出している。

イ 退職手当(平成20年4月1日現在)

北海道	団体平均
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職 措置(2～30%加算)	
1人当たり平均支給額 - 千円	1人当たり平均支給額 14,870 千円

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		4,459 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		139,355 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
札幌市	3 %	23 人	3 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
札幌市	3 %	3 %

エ 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給総額(平成19年度決算)	1 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	720 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)	2.3 %
手当の種類(手当数)	1

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	職員	(1)特別高圧2回線支持物において、1回線停電して行う作業等 (2)水圧管、ケーシング及びドラフトチューブ内部作業等 (3)主要機器の大規模な分解補修作業等	(1)360円 (2)250円 (3)160円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成19年度決算）	5,605 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	160 千円
支給実績（平成18年度決算）	4,404 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	126 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	職員1人当たり 平均支給年額 (平成19年度決算)
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 1人6,500円 ③15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後最初の3月31日までにある子 1人5,000円加算	同		9,088 千円	267,294 円
住居手当	①家賃の額が12,000円を超える借家等の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 ②自宅の場合 新築又は購入から5年を経過するまで2,500円を支給 ③単身赴任している職員の配偶者等が借家等に居住している場合 上記①の借家等の場合の2分の1の額	同		1,528 千円	84,889 円
通勤手当	①交通機関利用者 1箇月当たりの運賃等相当額55,000円を限度に支給(6箇月定期券等の価額による一括支給を基本) ②自動車等使用者 通勤距離に応じて2,000円～29,300円の範囲で支給 ③特別急行列車等利用者 特別料金等の額の2分の1の額を支給(20,000円限度)	異	支給額 (道) 2,000円～29,300円 (国) 2,000円～24,500円	3,016 千円	125,663 円
単身赴任手当	23,000円+加算額=支給額 ※加算額 距離区分に応じ6,000～4万5,000円	異	加算額の距離区分を細分化	2,940 千円	367,500 円
特地勤務手当	○特地勤務手当 異動等の日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額に、級地区分毎の支給割合を乗じて得た額 (支給割合) 6級地25% 5級地20% 4級地16% 3級地12% 2級地8% 1級地4% ○進ずる手当 異動等の日に受けていた(給料の月額+扶養手当の月額)×支給割合 (支給割合) 6～3級地2～6% 2、1級地2～5%	同		0 千円	0 円
休日勤務手当	1時間当たりの給与額×135/100	同		267 千円	15,710 円
夜間勤務手当	1時間当たりの給与額×25/100	同		0 千円	0 円
宿日直手当	勤務1回につき4,200円等	同		7,013 千円	438,300 円
管理職手当	給料月額×支給割合 (支給割合) 1種25% 2種20% 3種16% 4種12% 5種10% 6種8%	同		5,146 千円	735,205 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	職員1人当たり 平均支給年額 (平成19年度決算)
管理職員特別勤務手当	勤務1回につき 1種12,000円 2種10,000円 3種8,000円 4種6,000円 5種及び6種4,000円 ※勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、それぞれの額に150/100を乗じて得た額	同		0 千円	0 円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在勤する職員に対し、地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じて、8,600～26,380円を支給	異	地域区分が異なる。	4,957 千円	115,272 円